

泉佐野市監査委員 明松 優  
同 野口 新一

### 定期監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

#### 記

1 監査の対象部課

こども部 子育て支援課（泉佐野、長南、羽倉崎、佐野台、みどり、わかば保育所  
木馬園 計7箇所）

2 監査の対象期間

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）  
ただし、必要に応じて平成24年度を含む。

3 監査の実施期間

平成24年7月4日から平成24年8月30日まで

4 監査の実施方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が、関係法令及び条例規則等に基づき適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効果的に事務運営が行なわれているかに留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査と監査資料に基づく所管関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

## 5 監査の着眼点

今回の定期監査を執行するにあたり、財務に関する事務の執行に限定せず、地方自治法第199条第2項に規定されている行政監査の監査対象である事務事業の運営に関することも含んで、下記の項目を着眼点として実施した。

### (1) 収入事務及び現金等の管理について

保育料等の徴収事務、寄附の用途及び管理、通帳の管理

### (2) 出張命令簿の点検

記入漏れや印鑑漏れはないか。

### (3) 備品管理について

平成23年度購入分のみ点検

### (4) 施設の安全管理について

安全対策の整備は万全か。

遊具の管理、保全状態に不備はないか。

### (5) 災害への備えと避難訓練

## 6 監査の対象

保育料などの徴収事務についての事や施設内での現金などの管理状況及び施設内の安全管理について監査の対象とした。

## 7 監査の結果

定期監査の着眼点に基づき、対象課の財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について監査を実施し、その結果は次のとおりである。

(1) 対象課及び各保育所の財務に関する事務執行及び事務事業の運営について、おおむね適正に処理されていた。

(2) 事前監査の際に見受けられた軽微な指摘事項については、適時、担当職員に口頭で改善するように指導した。

(3) 施設の安全管理については、不審者が侵入した場合などへの危機管理意識については全施設ともに希薄である。施設の安全管理は、児童の生命にも直結することもあり、保育環境の充実（施設の改善や適正な保育現場の人員配置も含める）と危機管理意識の改善が急務であると考えた。

- ( 4 ) 保育料の未収金が増加する現況を打開するために、各保育所・保育園と協力して未収金を増やさない対策と悪質な滞納者への徴収を早急に取り組む必要がある。
- ( 5 ) 個人情報については、施設外へ持ち出すことを厳禁とし、また、施設内においても適正な管理を徹底することを強く望むものである。
- ( 6 ) 保育所への寄附（公金外現金）については、適正な管理方法及びチェック機能のために基準や規定を設ける必要がある。
- ( 7 ) 昨今の保育事情は、少子化ではあるが保育需要が増加しており、家庭や地域の子育て力の低下が問題視される中、質の高い保育サービスが強く求められている。  
保育所に通う児童の保護者に限らず、子育てに不安や悩みを抱える保護者に対し、質の高い保育と養護をして欲しい。